

相続税と養子縁組について

今年1月29日に行われた法制審議会の部会において、特別養子縁組の対象年齢を現行の「原則6歳未満」から「15歳未満」に拡大する民法改正の要綱案が取りまとめられました。この要綱案では、さらに15歳～17歳の子についても一定の条件を満たした場合には例外的に縁組を認める規定も示されています。改正案は今国会において提出される予定となっており、年齢制限の緩和により、今後制度の利用が広がっていくことが期待されています。

そこで、今回は特別養子縁組を含む養子縁組制度と相続税の関係について紹介します。

1. 養子縁組制度について

養子縁組には、特別養子縁組と普通養子縁組があり、以下のような違いがあります。

	特別養子縁組	普通養子縁組
成 立	家庭裁判所の審判	当事者の合意に基づき市区町村へ届け出
成 立 条 件	子の利益のため	なし
試験養育期間	6か月以上	不要
実父母の意思	原則として父母の同意が必要	養子が15歳未満のときは法定代理人等の承諾
養親となれる者	原則25歳以上（夫婦ともに養親）	20歳以上（単身者も可能）
養子となれる者	<u>原則6歳まで→原則15歳まで</u>	養親より年少者
実親との関係	断絶	継続
戸籍上の記載	養子との明記なし	養子との明記あり
離 縁	子の利益のため必要な場合（裁判所の判断）	当事者の合意（自由）

2. 相続税における養子の取り扱いについて

①法定相続人の数への影響

養子縁組を組むことで子としての身分を取得し、養親の法定相続人に含まれることになります。これにより、「法定相続人の数」が関係する以下の項目について控除額や非課税限度枠が増加し、相続税の負担を減少させることができます。

- ・遺産に係る基礎控除額 …… 3,000万円+600万円×法定相続人の数
- ・生命保険金の非課税限度額 …… 500万円×法定相続人の数
- ・死亡退職金の非課税限度額 …… 500万円×法定相続人の数
- ・相続税の総額の計算 …… 法定相続人の法定相続分に各取得金額に係る相続税額の合計額

⇒法定相続人の数が増えることにより、法定相続人の法定相続分に応ずる各取得金額が減少し、超過累進税率が緩和することで、相続税の負担が減少する

②法定相続人の数に含める養子の数の制限

上記①のように、養子縁組を組むことで相続税の規定を有効利用できますが、一方で、租税回避を目的として養子縁組を多数組むことを防ぐために、相続税法では法定相続人の数に含める養子の数について以下のような制限を設けています。

- ・被相続人に実子がいる場合 …… 1人まで
- ・被相続人に実子がいない場合 …… 2人まで

なお、下記の場合には、法定相続人の数の算定上、実子とみなされるため、上記の制限の対象とはなりません。

- ・被相続人との特別養子縁組により被相続人の養子となっている人
- ・被相続人の配偶者の実の子で被相続人の養子となっている人
- ・被相続人と配偶者の結婚前に特別養子縁組により配偶者の養子となっていた人で、被相続人と配偶者の結婚後に被相続人の養子となった人
- ・被相続人の実の子、養子又は直系卑属が既に死亡しているか、相続権を失ったため、その子供などに代わって相続人となった直系卑属

(担当：岡田 健吾)